

安全保障理事会決議 2003 (2011)

2011年7月29日、安全保障理事会第6597回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンにおける情勢に関する全ての安保理の従前の諸決議および議長諸声明を再確認しまたこれらの全面的な遵守の重要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する安保理の強い公約およびスーダンにおける様々な課題に取り組むことを支援するため、その主権を十分に尊重して、スーダン政府と共に活動する安保理の決意を再確認し

国際連合の世界サミットの成果文書の関連規定で、特に、再確認した、武力紛争下の文民の保護に関する安保理の従前の諸決議 1674 (2006) と 1894 (2009)、武力紛争下の子どもに関する 1612 (2005)、1882 (2009) と 1998 (2011)、人道および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003) 並びに女性、平和および安全並びに子どもと武力紛争に関する 1325 (2000) と関連諸決議もまた想起し、

正義無しの平和はあり得ないことを再確認しまた刑事責任の免除を終わらせダルフールで犯された罪の裁判を確保する安保理が持つ重要性を想起している安保理諸決議を想起し、

アフリカにおける難民問題の特定の側面を規定するアフリカ統一機構の 1969 年条約、並びにアフリカにおける国内避難民に対する保護と援助に関する 2009 年 10 月 29 日のアフリカ連合条約に加えて、1951 年 7 月 28 日の難民の地位に関する条約および 1966 年 12 月 16 日の同追加議定書を念頭に置き、

勧告を含む、2009年2月10日付けのスーダンにおける子どもと武力紛争に関する報告書(S/2009/84)を想起し、またスーダンにおける子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会により支持された結論(S/AC.51/2009/5)を想起し、さらに2011年7月5日付けスーダンにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書(S/2001/413)を想起し、

カタール国により主催されたアフリカ連合(AU)一國連ダルフール和平プロセスを支援する安保理の強い公約と決意を表明し、また幾つかのグループがこのプロセスに参加することを拒み続けているという事実に関心し彼らに対し更なる遅滞若しくは前提条件なしに参加することを強く促し、

2011年5月31日の全ダルフール利害関係者会議の成果および和平プロセスにおいて前に進む重要な一歩としてのまた実施に必要な環境で開催される公平なDPPに関する協議のための基礎としてのダルフールにおける和平のためのドーハ文書(DDPD)の採択に関するスーダン政府と解放と正義運動(LJM)との間の合意の7月14日の調印を歓迎し、またスーダン政府および全ての武装運動に対して、ダルフールにおける和平のためのドーハ文書を基礎に包括的な平和的解決に到達するため、また遅滞なく恒久的な停戦に合意するためにあらゆる努力をすることを求め、

カタール国が議長を務める、履行フォローアップ委員会（IFC）の設立およびスーダン政府並びに全ての武装運動を含む国際的に促進されたダルフル和平プロセスを支援するためにAUと国連と共にカタールが継続的に関与することを歓迎し、AUと国連が積極的に彼らの取組を進めることを奨励し、

国際の平和と安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任を害することなしに、アフリカ、とりわけスーダンにおける平和と安全の維持に関して、国連憲章第7章に一致して、国連とAUとの協力の重要性を強調し、また、ダルフルにおける平和、正義および和解に関する課題に、網羅的且つ包括的方法で対処するムベキ大統領の指揮のもとでUNAMIDと協力して活動するスーダンAUハイレベル履行パネルの取組を歓迎し、

UNAMIDに関する7月08日の事務総長報告書（S/2011/422）を歓迎し、

平和維持活動の任務の有効性を高める目的で、平和維持活動の展開に対する厳格な戦略的対処方法を追求する安保理の必要性を強調し、UNAMIDの国連憲章第7章の職務検眼がUNAMIDによりますます十分に履行されていることを歓迎しまた奨励し、さらにこれに関連して、UNAMIDの職務権限の履行に対する脅威を阻止することができるようにUNAMIDのための必要条件および国際連合憲章に従った国連平和維持活動要員の安全に対処する重要性を強調し、事務総長の報告書に含まれるように、脆弱な一般市民が居住し、何万人もの文民の避難民のいる紛争地区への人道援助のアクセスを制限している、停戦違反、反抗勢力による攻撃、スーダン政府による空爆、部族間の戦い、人道支援要員および平和維持要員に対する攻撃を含む、ダルフルの幾つかの地域における悪化しつつある治安状況に深い懸念を表明し、また、全ての当事者に対し、文民に対して行われたあらゆる犯罪行為を含む敵対行為を停止し、妨害のない人道援助アクセスを緊急に促進することを求め、

スーダン政府とスーダン解放軍ミニ・ミナウィ派（SLA/MM）間の敵対行為への回帰およびスーダン政府とスーダン解放軍アブデル・ワヒド派（SLM/AW）および正義と平等運動（JEM）間の現行の敵対行為に安保理の懸念を表明し、またダルフルにおける紛争の軍事的解決はありえないことおよび包括的な政治的解決が平和の再確立のために不可欠であることをくり返し表明し、

ダルフルにおけるおよびダルフルに関する国際人権法および国際人道法のあらゆる違反に対する安保理の非難をくり返し表明し、全ての当事者に対し、国際人権法および国際人道法の下での彼らの義務を遵守することを求め、そのような犯罪の行為者を訴追する必要性を強調し、またスーダン政府に対し、この点での同国の義務を遵守することを促し、

スーダン全体並びに同地域の安定についてダルフルでの現行の暴力の否定的影響についての安保理の懸念を再確認し、スーダンとチャドとの改善された関係並びに国境に沿った合同指揮の下での中央アフリカ共和国(CAR)からの部隊を含む、合同部隊の展開を歓迎し、またスーダン、チャドおよびCARに対し、ダルフルおよびより広い地域における平和と安定を達成するための協力を継続することを奨励し、

ダルフールにおける武装運動とダルフール外の集団との主張されている結びつきについて懸念を表明し、

スーダンにおける事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

1. 決議 1769 (2007) に定められた UNAMID の職務権限を 2012 年 7 月 31 日まで更に 12 か月の間延長することを決定する。
2. アフリカ連合と協議して、同使節団の職務権限の最も効率的且つ効果的な履行を確保するため UNAMID のために要求される部隊要員を再検討する事務総長の意図を歓迎し、また事務総長に対し、第 13 項に定める枠組み内でこの問題に関してまた本決議の採択から 180 日より前に報告することを要請する。
3. (a) IDP キャンプと隣接地区の安全を確保しつつ、紛争の危険の高い地区における活動前の展開とパトロールを通してを含む、ダルフール中の文民の保護および任務全体の早期警戒戦略と能力の履行
(b) ダルフール全体の人道援助の妨害のない提供を促進するため、安全、時宜を得た且つ支障のない人道支援アクセスおよび人道支援要員並びに人道支援活動の安全を確保すること、に対する利用可能な能力と資源の使用についての決定において優先権を与えつつ、UNAMID にその職務権限と能力を十分に利用させる必要性を強調し、また UNAMID に対し、これらの目的の達成のために、その任務全体の包括的戦略の履行において、国連国別現地チームおよび他の国際的並びに非政府関係者と協力してその能力の使用を最大限にするのを要請する。
4. AU—国連主導のダルフール平和および政治プロセスを促進することの重要性を再確認し、下記第 6、7 および 8 項においてこの活動を支援し且つ補完する UNAMID の継続的取組に対して与えられた優先権を歓迎し、またこの点に関して、AU スーダンハイレベルパネルの取組を歓迎する。
5. スーダン政府の主要な責任を害することなく文民を保護するその中心的な任務を提供した UNAMID の要員と人道支援活動者の移動の自由と安全を確保する、決議 1769 に示された UNAMID の第 7 章の職務権限を強調する。
6. 全ての武装運動を含む紛争の全ての当事者が、同地域に安定および永続的平和をもたらすため、ドーハ・ダフルール和平文書 (DDPD) を基礎とした、恒久的停戦および包括的な平和的解決に到達するためのあらゆる努力をするために、直ちに且つ前提条件なしに関与することを要求する。
7. この文脈において、AU と国連により主導されるダルフール政治プロセス(DPP)の潜在的な補完的役割を認識し、スーダン政府および武装運動に対し、建設的且つ開放された対話に全てのダルフールの利害関係者の組織的且つ持続的な関与を認める DPP の実施に必要な環境の創設に寄与することを求め、和平プロセスにおける幾つかの積極的な進展にもかかわらず、報復の恐れなしに参加者の見解を示すこと、公開の協議を許す言論および集会の自由、参加者および UNAMID の移動の自由、ダルフール人の中の適切な参加、ハラスメント、恣意的な逮捕および脅迫からの自由、また政府または武装

運動による妨害からの自由を行使できるような、参加者の市民的且つ政治的権利に対する尊重を含むがそれに限定されない DPP の実施に必要な環境の重要な要素は、まだ整っていない。

8. 事務総長に対し、下記第 13 項に言及された彼の定期報告書に、DPP の支援に更なる UNAMID の関与を決定するために、AU の見解を考慮しつつ、上記第 7 項に定めた要素の評価を、安保理が利用できるために、含むことを要請する。
9. ダルフール和平プロセスのための行程表を策定する事務総長の意図を歓迎し、これに関連して、事務総長に対し、AU と密接に協議して、また適当な場合には、全てのスーダンの利害関係者および履行フォローアップ委員会 (IFC) と協議しつつ、また上記第 6、7 および 8 項を考慮しつつ、活動することを要請し、さらに事務総長に対し、彼の次の 90 日報告書に行程表に関して安保理に報告することを要請する。
10. UNAMID の部隊および警察提供国並びに援助供与国の貢献を賞賛し、UNAMID に対するあらゆる攻撃を強く非難し、UNAMID に対する何らかの攻撃若しくは攻撃の脅威は受け入れられないことを強調し、そのような攻撃の再発がないことを要求し、UNAMID 要員の安全を強める必要性並びに平和維持要員を攻撃した者への刑事責任の免除を終わらせることの必要性を強調し、またこれに関連してスーダン政府に対し、そのような犯罪の行為者を訴追するため最善を尽くすことを促す。
11. 三者調整機構の信頼に足る活動を賞賛するが、とりわけ最近の紛争地区に対する UNAMID の移動および活動に対する継続している規制に深い懸念を表明し、ダルフールにおける全ての当事者に対し、UNAMID の安全および移動の自由を確保することを含むその完全且つ適切な職務権限の発揮に対するあらゆる障害を取り除くことを求め、またこれに関連して、スーダン政府が、とりわけ飛行および航空機の許可、UNAMID の航空機用資産に対するあらゆる障害の除去および UNAMID 要員に対する時宜を得た査証の発給に関する部隊の地位協定を完全且つ遅滞なく遵守することを要求し、また使節団の職務権限を履行する使節団の能力を損なう重大な脅威となるそのような査証の発給の遅れが続いていることを憂慮し、またスーダン政府に対し、査証発給の未処理分を一掃する喜ばしい公約を発することを促し、また、部隊の地位協定に違反したスーダン政府による UNAMID の同国職員の拘束に深い懸念を表明しまたスーダン政府が同協定の下での UNAMID 要員の権利を尊重することを要求する。
12. UNAMID が全てのダルフールの利害関係者と自由に意思疎通ができるように、部隊地位協定の規定に一致したそれ自身の無線送信機の免許を UNAMID が与えられることを要求する。
13. 事務総長に対し、上記第 3 項に言及された戦略の履行に向けた進展と障害に関するものを含む、また、2009 年 11 月 16 日の事務総長報告書の添付書類 II に定められた達成条件および指針と比較した進展の評価さらに、IDP 集結地と難民キャンプにおけるものを含む、治安と人道状況、人権、国際人道法および人権法の違反を含む、ダルフール中の UNAMID の職務権限の履行に向けて為された進展および早期の復旧並びに全ての当事者の国際的義務の遵守に関して、90 日毎に安保理に報告することを継続することを要請する。

14. ダルフールにおける全ての紛争当事者が、直ちに文民、平和維持隊員および人道支援要員に対する暴力、攻撃を終わらせ、国際人権法および人道法の下での彼らの義務を遵守することを求め、この文脈において、国際人道法および人権法の重大な違反に対する安保理の非難を再確認し、敵対行為の即時停止と全ての当事者が持続的且つ恒久的な停戦に言質を与えることを求め、事務総長に対しより効果的な停戦監視制度を策定する目的で関連当事者と協議することを要請し、UNAMID が平和に向けた当事者の十分且つ建設的な努力を損なう暴力の主要な実例について報告する必要性を強調する。
15. ダルフールの幾つかの地域における人道状況の悪化、人道支援組織に対して続く脅威および増加する危険、人道支援活動家に対する攻撃、紛争当事者によるアクセスの拒否から生じるダルフールにおける制限された人道支援アクセスに安保理の重大な懸念を表明し、人道支援組織に対する時宜を得た査証と旅行許可の発行に関するものを含む、ダルフールにおける人道支援活動の促進に関するスーダン政府と国際連合のコミュニケの全面的な履行を求め、また、スーダン政府、全ての民兵、武装集団並びに他の全ての利害関係者が、人道支援組織と救援要員の完全、安全そして妨害のないアクセスと困っている住民に対する人道援助の提供を確保することを要求しまた人道援助の提供において中立、不偏および独立の諸原則を是認する重要性を強調する。
16. 恣意的な逮捕および拘留を含む、ダルフールにおけるおよびダルフールに関する人権侵害を非難し、市民社会メンバーおよび IDPs を含むそのように拘留された全ての者の状況について深い懸念を表明し、そのような事例を監視する現行職務権限内の UNAMID および他の関連組織の能力を確保する重要性を強調し、スーダン政府に対し、ダルフールにおける緊急事態を撤廃するその公約を遂行すること、全ての政治犯を釈放すること、自由な表現を認めることおよび行った者が誰であれ国際人権法および人道法の重大な違反に対する責任を確保するため効果的な取組を行うことを含む、スーダン政府の義務を十分に尊重することを求め、また人権を促進するために活動し、虐待に当局の注意を向け、安全保障理事会に甚だしい違反を報告する UNAMID の重要性を強調する。
17. スーダンの一つの地区の紛争が、スーダンの他の地区およびより広範な地域に影響を及ぼすことに留意し、UNAMID、国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) および国際連合南スーダン使節団 (UNMISS) を含む同地域における国連使節団内の緊密な調整を促し、また事務総長に対し、効果的な使節団間の協力を確保することを要請する。
18. 難民および国内避難民のための品位のある且つ安定した解決を達成すること並びにこれらの解決の立案と管理に彼らが十分に参加することを確保する重要性を強調し、ダルフールにおける紛争の全ての当事者が、難民および国内避難民の自発的、安全、品位のある且つ持続的帰還若しくは彼らの地方への再統合を許すことに資する条件を創設することを要求し、事務総長報告書に示されたように、IDP が彼らの村やもとの場所への自発的帰還について潜在的に奨励する報告に留意し、帰還者の自発性を検証する合同検証メカニズムの重要性を強調しまたその効果性と独立性を損なう幾つかの官僚的な障害について深い懸念を表明する。
19. 移動の安全および自由は、ダルフールにおける早期の復旧イニシアティブと常態への復帰を大きく

促進することに留意し、ダルフルールにおける早期の復旧の取組が適切な場合には、それが重要であることを強調し、またこの点で、UNAMID に対し、その現行の職務権限内で、ダルフルールにおける早期の復旧と復興に関する、特に地域の安全の提供を通して、国連国別現地チームと専門的な機関の活動を助成することを奨励し、全ての当事者に対し、妨害のないアクセスを提供することおよびスーダン政府に対し、全てのアクセスの制限を撤廃すること、ダルフルールの危機の根本原因を解決し、早期の復旧活動への投資を増やすために活動することを求める。

20. 持続的な平和に向けた一歩として、2011年6月27日と28日にハルツームで開催された水に関するダルフルール国際会議の成果を賞賛し、また職務権限に一致する場合での UNAMID および他の全ての国連機関、とりわけ UNICEF、UNDP、UNEP 並びに国際的な関係者および支援者に対し、同会議での各自の公約をかなえることを求める。
21. 執拗な地域的紛争と暴力並びに文民に対するその効果について深い懸念を表明するが、この文脈での、部族間衝突の減少に留意し、また全ての当事者に対し、そのような衝突を終わらせまた和解を追求することを求め、武器、とりわけ小型武器の拡散について深い懸念を表明し、また、これに関連して、UNAMID に対し、地域紛争解決制度を支援すること、決議 1769 第9項に定められたその職務権限に従って何らかの武器および関連物資がダルフルールに存在しているか否かを監視すること、およびこの文脈で、彼らの任務を促進するため決議 1591 (2005) により設置された専門家パネルと協力し続けることを、継続することを要請する。
22. 紛争の当事者が、直ちに、女性と子どもを含む文民を、決議 1820 (2008) に一致して、あらゆる形態の性的暴力から保護するため適切な措置を講じることを要求し、また UNAMID に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力に関して報告すること並びに性的およびジェンダーに基づく暴力の排除に向けた進展を評価することを要請し、女性と子どもに対する性的およびジェンダーに基づく暴力からの保護を、上記第3項で特定された任務全体の文民保護戦略の一部として含むことを更に強調し、また事務総長に対し、諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) の関連規定が、女性保護アドバイザーの任命を通しての女性の参加を含んで、UNAMID により履行されることを確保することおよびこのことに関する情報を安保理への彼の報告に含むことを要請する。
23. 事務総長に対し、(a)上記第13項に言及された報告書の一部として、子どもの状況について継続した監視と報告、および(b)子ども兵士の勧誘と使用並びに子どもに対する国際人道法および国際人権法の他の違反を終わらせる時間を限った行動計画の準備に向けて紛争当事者との継続した対話、を確保することを要請する。
24. 事務総長に対し、関連する安全保障理事会決議の下での使節団の職務権限に一致した UNAMID の活動の概念および交戦規則を定期的に再検討し且つ更新すること、および上記第13項に言及された報告書の一部として、安全保障理事会および部隊提供諸国にこのことについて報告することを要請する。

25. この問題に引き続き取り組むことを決定する。